

(巻頭言)

## 新型コロナウイルス感染症の下での本学教職課程運営

教職課程センター長 高野 良一

2020年度の教職課程運営は、早春から日本でも顕在化した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応を、主たる課題とした。時系列に沿って、その対応を振り返っておきたい。全国レベル、つまり政府や文部科学省の政策的対応(通知や要請)と、これを受け止めた本学における対応という、二つの流れである。

全国的な政策的対応は、2月27日の安倍(前)首相による全国一斉の学校休校要請と実施(3月2日以降)が起点となる。これは、感染症対策の政府専門家会議の「感染拡大の瀬戸際」見解(2月24日)を受けた政治判断であった。なお、文科省は学校保健安全法に基づき「休校の判断は自治体に委ねる」と通知(2月25日)していたことも忘れてはならない(全国一斉休校が、法的及び教育的に妥当であったか、検証は必要だろう)。

こうした感染拡大と学校休校が進む中で、本学でも20年度の学外実習と学内教職科目の実施方法について、3月初めから検討を本格化し順次実施していった。学内科目は、オンデマンド(法政大学学習支援システムやGoogle Classroomの利用)とリアルタイム(同時双方向型)オンライン(Zoom等)の授業に切り替えた。利用システムの全学整備が徐々に進むなかで、小さなトラブルは頻発したが、教員も学生もこれらを使いこなしていった。対面授業と遠隔授業のミックス/ハイブリッド化は、初等中等教育におけるGIGAスクール政策等を視野に収めながら、今後(コロナ後)も教職科目を含めて大学授業において必須となっていく。

さて、学外実習については、対面での事前ガイダンスの中止とオンデマンドでの実施をした上で、文科省政策(通知)の推移と実習校等の受け入れ状況を、逐次勘案しながら対応していくことになった。

文科省の教育実習実施に関する通知は、4月3日の「実習時期を秋以降に変更すること」(留意事項扱い)を始点とし、いわゆる「弾力化通知」(5月1日)における実習期間の短縮と大学での代替授業の実施という「特例」を経て、これらを継承しつつ、「学習指導員」(学校の授業や補習を支援する人材)の活用でも実習代替を可能とする通知(8月11日)に至る。

他方、実習校の受け入れについては、東京都内公立校と委託校(母校や東京以外)には実習生に問い合わせを求め、受け入れの可否や条件、変更を含む実習期間等に関する、当該校の意向を掴んでいった。また、法政大学の3付属校は、センター長の筆者が意向を伺い協議をしていった。こうしたなかで、生徒が登校出来ない中で実習してもよいか、実習2週間前に帰郷し症状がなければ受け入れるなど、中学・高校の置かれた厳しい状況を垣間見るようになった。

以上の文科省の諸通知と実習校の意向を組み合わせて、20年度の教育実習は実施できた。その実施状況を、数字として簡単に示しておきたい。実習者の総数は198名で、実習完全中止が3名(3校)、実習期間の短縮(2週間化)は23名(23校)である(なお、これらの数字には「学習指導員(学校ボランティア)」として実習代替した4名も含む)。また、実習時期の

変更（秋実施）は総数の3分の2程度となり、残る約3分の1が当初通りの実施（ほとんどが春実施）であった。付属校をはじめ実習先の学校の先生方には、春及び秋の厳しい状況なかで教育実習生を受け入れていただき、例年にも増して教育実習の運営や指導に配慮をいただいたことを、この場を借りて感謝を申し上げておきたい。

そして、実習を完全中止と短縮化された実習生に対して、大学が代替授業を、夏休み後半と秋学期（10月～11月）の2回実施したことも報告しておく。「教育実習補完プログラム」と命名された代替授業は、オンデマンドとZoomオンラインの二つの部分から構成された。前者は、プロ教師授業の視聴と分析及び受講生による模擬授業の準備、後者は模擬授業の実演及び他者の模擬授業への参加と講評を、主な内容としていた。

この代替授業の実施では、本学の専任教員が企画と実習生指導を担うだけでなく、後者には教科専門家である兼任の先生方にも参加していただいた。この企画に携わったひとりとしては、単なる代替授業に終わらせず、教科や教育実習の授業担当者の交流（学び合い）の機会にもなればと密かに期待したからである。

事実、筆者自身が他教科の模擬授業を担当（指導？）し、先生方の模擬授業指導をZoom映像で拝見して、自らの教育指導を振り返る格好の機会になった（複数の先生方からも、そんな声をいただいた）。従来、センター主催シンポジウム等でも、授業担当者間の交流を試みてきたが、こんな形でもその活性化が可能なわけである。大げさに言えば、「教育実習補完プログラム」が、本学教職課程運営における教員研修（FD）のモデルとなりうるわけである。

なお、もう一つの実習である介護等体験にも触れておきたい。同体験実習は2年生以上を対象者とし、今年度の申込者が232名であった。そのうち5分の1がコロナウイルス下でも施設実習をおこなえた。だが、残りの申込者のうち2年生は21年度（以降）に繰越すこととし、3、4年生（の希望者）には文科省が用意した代替措置プログラムを受講させた。実地での体験実習の重要性を共通認識としつつも、受講が免許取得に不可欠と考えた苦渋の選択だった（筆者も同プログラムを閲覧したが、失礼ながら急場しのぎ代物との観を強くした）。

以上ここまで、業務報告まがいの巻頭言を記してきた。この稿を執筆していた21年1月8日には2度目の「緊急事態宣言」が出された。今回は学校休校が除外されたが、そもそも第3波といわれるコロナ感染症の拡大は、昨年よりも感染者数も重傷者数も桁違いに多い。そして、ワクチン接種が進むとしてもコロナ感染症の収束は先を見通せず、来（21）年度も教育実習等の学外実習と学内授業、教職課程センターでの相談指導には不確実で困難な要素が積みまとうことになる。ただし、対面での実施を重視しつつ、これにオンラインやオンデマンドも組み合わせ試行錯誤を続けることは確かである。教職課程センターをはじめ、本学教職課程に関わる教職員の皆さんに引き続き奮闘をお願いして、この小論を閉じることにしたい。